住宅リフォームに対する補助申請を受け付けます！　　受付開始日：平成３１年４月１日（月）

鴻巣市住宅リフォーム資金補助事業について

市では、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市民が、市内の施工業者（市内に主たる事業所を有する業者に限ります）を利用して、自己の居住する住宅リフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します

補助率・補助限度額

税抜き工事費の５％に相当する額(千円未満切捨て)で、１０万円を限度額とします

※　見積り金額と工事金額のうち、低い方の金額を補助対象とします
※　補助金の交付は、一の住宅につき１回限りとします
　　ただし、当該住宅の所有者に変更が あった場合は、この限りではありません

申請できる人（次のすべてに該当する方）

（１）鴻巣市に居住し、住民登録をしていること
（２）対象住宅（集合住宅の場合は専有部分）の所有者であり、かつ居住していること
（３）市税の滞納がないこと

補助対象工事（次のすべてに該当する工事）

（１）工事費が２０万円以上(消費税別)で、市内施工業者(市内に主たる事業所を有する業者に限ります)が行う
　　住宅改修工事（下記参照）
（２）市のほかの助成制度による補助対象工事以外の工事
（３）補助申請後、交付決定を受けてから着工され、平成３２年（※1）３月３１日までに完了する工事
　　（工事がすでに着工されていたり、完了しているものは対象になりません）

（※1　元号を改める政令の施行後は、新元号の年に読み替えるものとします）

住宅改修工事

建物の内外装の修繕等、建物の増築及び間取りの変更、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改良・改善など
（造園・門扉・塀等の外構工事や車庫・倉庫の設置、エアコンの設置等の単なる備品設置工事は対象外です）

申請方法

４月１日（月）から以下の書類を持参のうえ建築住宅課（本庁舎２階）へ
※　申請額が予算額に到達した時点で受付を終了します

補助金申請に必要な書類

（１）鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付申請書
（２）住民票（世帯全員が記載されたもの）の写し
（３）住宅の固定資産税(土地・家屋)の課税明細書の写し
（４）改修工事の見積書の写し
（５）設計図
（６）案内図（対象住宅の位置図）
（７）改修工事予定の現場写真

※　申請書は建築住宅課または鴻巣市ホームページにて配布します

詳しい内容については、お気軽にお問い合わせください
＜問い合わせ先＞ 鴻巣市都市建設部建築住宅課　住宅担当（☎０４８-５４１-１３２１）

住宅リフォーム資金補助金の申請から交付まで

申請される方

① 市に相談

➢申請される方は、実施予定の住宅リフォームが補助対象となるか、リフォームの着工前に、建築住宅課へご相談ください。

申請される方

② 施工業者の選定

➢市内に主たる事業所を有する業者から選定してください。

申請される方

③ 市に申請

➢建築住宅課へ「補助金交付申請書」等を提出してください。

補助金申請に必要な書類

（１）鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付申請書
（２）住民票（世帯全員が記載されたもの）の写し
（３）住宅の固定資産税（土地・家屋）の明細書の写し
（４）改修工事の見積書の写し
（５）設計図
（６）案内図（対象住宅の位置図）
（７）改修工事予定の現場写真

市

④ 申請内容の審査 補助金交付決定

➢申請内容を審査後、「補助金交付(不交付)決定通知書」等を郵送します。

※　審査の過程で現地確認をさせていただく場合があります。

➢申請者は、補助金交付の決定を受けてから住宅リフォームに着工してください。

申請される方

⑤ リフォーム工事 完了の報告

➢建築住宅課へ「工事完了報告書」等を提出してください。

※　補助対象リフォームの完了後１か月以内又は当該年度の末日までの、いずれか早い日が提出期限となります。

工事完了報告に必要な書類

（１）鴻巣市住宅リフォーム資金補助金工事完了報告書
（２）契約書の写し
（３）領収書の写し
（４）リフォーム実施前と工事後（工事中も含む）の現場写真
（５）建築確認申請が必要な工事の場合にあっては検査済証

市

⑥ 完了報告の審査 補助金の確定

➢報告内容を審査後、「補助金確定通知書」等を郵送します。

※　審査の過程で現地確認をさせていただく場合があります。

申請される方

⑦ 補助金の請求

➢建築住宅課へ「補助金請求書」を提出してください。

市

⑧ 補助金の交付

➢「補助金請求書」に記載された口座に補助金を入金します。